

華誠の知的財産権ニュースレター



2020年10月 第四十二期

目次

特許

「中華人民共和国特許法」の改正が可決され、2021年6月1日から施行	2
国家知識産権局が「全国特許代理業界発展状況（2019年）」を発表	2

商標

千余りの中国国内商品プロジェクト名称が既にマドリード商品・役務のデータベースに格納	3
---	---

著作権

国家版權局が「2019年中国インターネット著作権産業発展報告」を発表	4
2019年、中国音像著作権集体管理協會の著作権ライセンス収入は2.76億元に達する	4

知的財産権

2020中国企業トップ500を発表、發明特許の保有件数は合計48.43万件	5
---	---



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

特許

「中華人民共和国特許法」の改正が可決され、2021年6月1日から施行

10月17日、第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議において、改正「中華人民共和国特許法」が可決された。新特許法では法定賠償額の上限を500万元（人民元、以下同じ）に引き上げ、下限を3万元に引き上げ、2021年6月1日から施行される。

今回の「特許法」の改正には主に3つの面の重点内容が含まれている。

- 1、特許権者の合法的權益の保護を強化する。これには特許権侵害に対する賠償の程度の強化、立証責任の改善、訴訟前の行為保全措置の改善、行政による特許の保護の改善、信義誠実の原則の追加、特許権期間補償制度と医薬品特許紛争の早期解決手続に関する条項の追加などが含まれている。
- 2、特許の実施と運用を促進する。これには職務発明制度の完備、特許開放許可制度の追加、特許転化サービスの強化などが含まれている。
- 3、特許の授権制度を改善する。これには意匠保護に関する制度の更なる改善、新規性の猶予期間を適用する状況の追加、特許権評価報告制度の改善などが含まれている。

知的財産権の保護を更に強化するために、今回の「特許法」改正では、懲罰的賠償制度を追加しており、人民法院は権利者が受けた損失、侵害者が得た利益又は特許の使用許諾料の倍数で計算した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができ、法律の抑止力を十分に発揮する。改正「特許法」では法定賠償額も引き上げ、法定賠償額の上限を500万元に、下限を3万元に引き上げている。

企業の実際のニーズを満たすために、今回の改正特許法では意匠に関する制度が更に改善されている。

- 1、一部の意匠特許に明確に保護を与える。
- 2、意匠特許の存続期間を延長する。意匠特許の存続期間を15年に延長する。
- 3、意匠特許出願の国内優先権制度を追加する。出願人は、中国で初めて意匠特許出願を提出した日から6ヶ月以内に、同一の主題についてまた中国で意匠特許出願を提出した場合には、優先権を享有することができることを明確にしている。

疫病抑制などの緊急事態と非常事態によりしっかりと対応し、疾病治療などの面で関連する発明・創造を適時に応用するよう促進し、公衆の健康問題を解決し、新規性を喪失しないとして扱う例外規定を緩和するという革新主体のニーズに応えるために、今回の特許法では、新規性喪失の例外を適用する状況において、「国家に緊急事態または非常事態が発生した時、公共の利益を目的として初めて公開された場合」を追加している。

中国新聞網 より

国家知識産権局が「全国特許代理業界発展状況（2019年）」を発表

特許代理業界の発展環境を最適化し、業界基礎データの統計、分析と利用作業をより良く行うために、国家知識産権局知識産権運用促進司はこのほど、「全国特許代理業界発展状況（2019年）」（以下、「報告」という）を作成した。

特許

「報告」によると、2019年に中国特許代理業界の規模は少しずつ拡大を続け、サービス能力は絶え間なく向上し、サービスの範囲は絶え間なく拡大し、運行システムは健全で良好な発達を維持している。2019年末までに中国で弁理士の資格を取得した人数は4.7918万人に達し、就業している弁理士は2.0192万人で、特許代理機関は2,691社に達した（香港・マカオ・台湾を除く）。



国家知識産権局 より

商標

千余りの中国国内商品プロジェクト名称が既にマドリード商品・役務のデータベースに格納

最近、「自動車エンジン点火プラグ」、「玩具カメラ」、「黄酒」、「ちまき」などを含む1,002の中国国内商品（役務）のプロジェクト名称が既に世界知的所有権機関マドリード商品・役務データベースに追加され、中国の出願人はマドリード商標国際登録オンライン出願システムに直接入力して出願することができる。

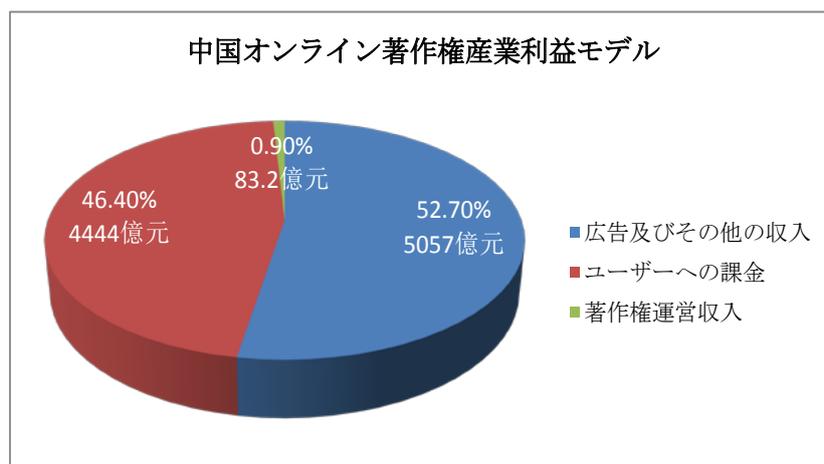
近年、中国企業の「走出去（訳者注釈：海外に出て行く）」商標の海外分布のニーズを満たすために、国家知識産権局はマドリード国際登録を商標業務の重要な出発点の一つとして、マドリード商標国際登録オンライン出願システムを自主的に開発して完成させ、マドリード商標国際登録出願のトータルな電子化チャンネルを開通し、中国企業が商標を海外に分布する効率の向上に尽力しており、今年第1～3四半期に国家知識産権局が中国の出願人から受理したマドリード商標国際登録出願件数は5,836件に達し、前年比28.3%増であった。2020年6月末の時点での中国の出願人によるマドリード商標国際登録の有効累計件数は合計41,232件であった。

国家知識産権局政務ウィーチャット より

著作権

国家版權局が「2019年中国インターネット著作権産業発展報告」を発表

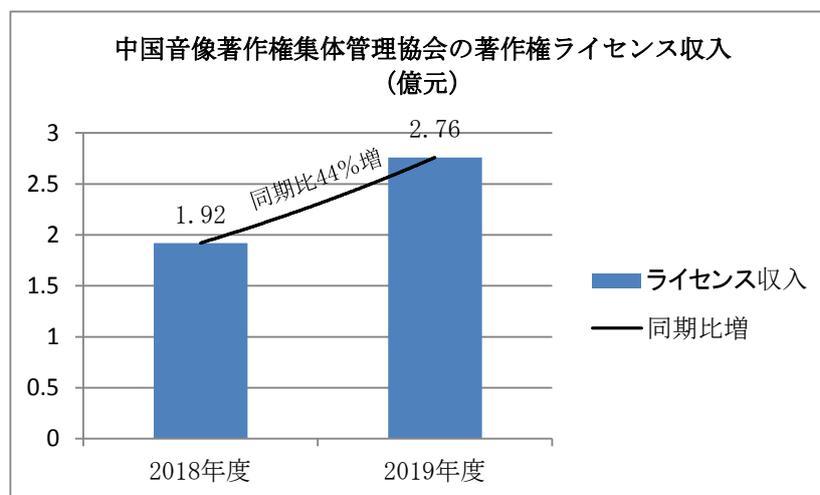
先ごろ、国家版權局は「2019年中国インターネット著作権産業発展報告」を発表した。「報告」によると、2019年の中国におけるインターネット著作権産業の市場規模は9,584.2億元に達し、前年比29.1%増であった。利益モデルには、主にユーザーへの課金、著作権運営、広告収入の3つが含まれており、それぞれの規模と占める比率は以下のグラフに示す通りとなっている。市場構造から見ると、2019年の中国におけるインターネット著作権産業の中核業態は安定して推移し、産業構造は更に多面的になっており、利益モデルが徐々に形成され、新業態は大きな潜在力を示している。



国家版權局 より

2019年、中国音像著作権集体管理協会の著作権ライセンス収入は2.76億元に達する

中国音像著作権集体管理協会（以下、音集協という）はこのほど、2019年報を公表した。年報によると、音集協は2019年に年間2.76億元の著作権使用料を徴収し、2018年度の1.92億元より同期比で44%増であった。



音集協は2019年にライセンスチームの構築を強化して市場を開拓し、全国31の省、自治区、直轄市に直接管理するライセンス業務オフィスを続々と設立したうえで、2019年下半年からは電子契約締結システムを導入して契約締結のプロセスを最適化し、効率的な業務を行うことを実現した。

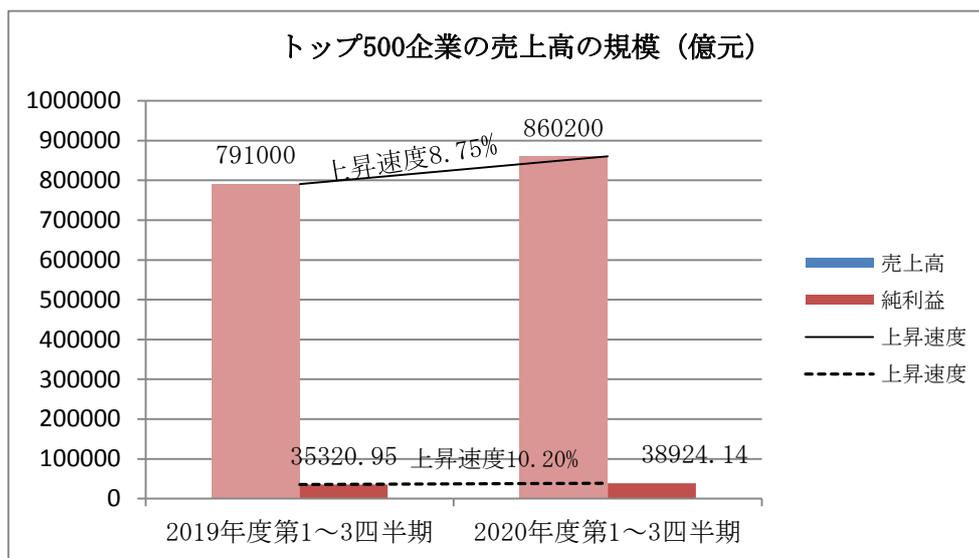
中国知識産権報 より

知的財産権

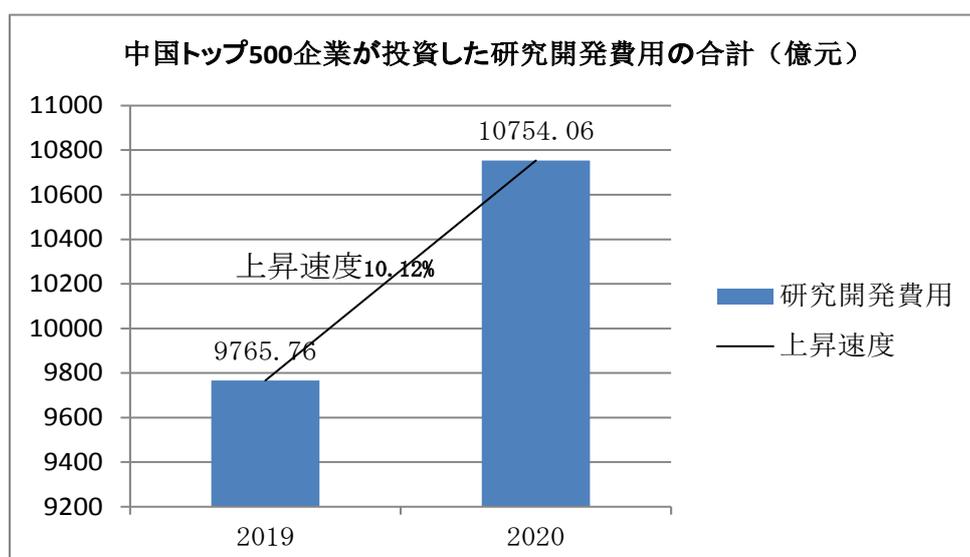
2020 中国企業トップ 500 を発表、発明特許の保有件数は合計 48.43 万件

9月28日、中国企業連合会、中国企業家協会は「2020 中国企業トップ 500 ランキング」を発表した。関連データによると、ますます多くの大企業が研究開発投資の増加、知的財産権の保護などの多角度から力を入れている。

今年のデータから見ると、トップ 500 の企業の規模と収益の増加状況は良好であり、2020 年度の売上高と純利益は 2019 年度に比べて大幅に増加し、以下のグラフに示す通りとなっている。



2020 中国トップ 500 企業のうち 431 社が研究開発データを提供し、前年より 5 社増えた。投資された研究開発費の合計金額は、2019 年に比べて増加率が割と大きく、以下のグラフに示す通りとなっている。また、2020 中国トップ 500 企業の研究開発投資金額は、2019 年の全国企業 R&D 経費（16,921.8 億元）の 63.55% を占めた。



2020 中国トップ 500 企業のうち 396 社が特許データを提供し、これは昨年と変わっていない。これらの企業は合計 123.93 万件の特許を保有しており、前年比 11.85% 増となった。また、合計 48.43 万件の発明特許を保有しており、前年比 19.40% 増となった。